

広島市告示（安芸区）第51号

令和8年5月19日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成7年1月19日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した瀬野川団地自治会（代表者 大下 昌文）について、下記のとおり告示事項の変更がありましたので、同条第10項の規定に基づき、これを告示します。

広島市長 松 井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

1 事務所

広島市安芸区中野七丁目8番11号

2 代表者の氏名及び住所

水場 麻衣

広島市安芸区中野七丁目8番11号